

令和 8 年 6 月 2 6 日

福祉部地域ケア推進課・介護保険課

江東区高齢者地域包括ケア計画の策定について

1 概要

(1) 策定の経緯

現行計画（令和 6 年度～令和 8 年度）の計画期間満了に伴い、次期計画を策定するものである。

(2) 計画の根拠・位置づけ

本計画は、江東区長期計画の部門別計画として位置づけられ、「市町村老人福祉計画」及び「介護保険事業計画」を一体的に策定する法定計画である。

なお、今期からは、認知症基本法に基づく「市町村認知症施策推進計画」を内包する。

(3) 計画期間

令和 9 年度から令和 1 1 年度

2 全体構成（案）

章	内容
第 1 章 計画の概要	計画の背景・位置付け・期間・策定体制
第 2 章 基本理念と施策の方向	基本理念・基本目標・重点施策の方向性
第 3 章 現状と将来見通し	高齢者の現状・将来推計・課題の整理
第 4 章 施策の展開	課題に対応した施策の体系と主な取組
第 5 章 認知症施策の展開	認知症施策の考え方と重点的な取組
第 6 章 介護保険事業の運営	サービス基盤・需要見込み・保険料設定
第 7 章 計画の推進	推進体制と進行管理
資料編	事業一覧・会議関係

3 背景

85 歳以上人口の増加が見込まれる 2040 年にかけて、医療・介護の複合ニーズの拡大が見込まれており、介護人材の確保や職場環境の整備に加え、見守りや生活支援を必要とする高齢者への対応が求められている。

4 基本理念

現行計画を継承し、「ともに支えあい、健やかに生き生きと暮らせる地域社会の実現」とする。

5 策定体制

(1) 計画推進会議（年 6 回）

学識経験者、認定審査会代表、関連団体代表者、公募区民で構成

(2) 庁内推進委員会・幹事会（年 6 回、うち 3 回は（1）と合同開催）

庁内推進委員会：関係部長、幹事会：関係課長で構成

6 認知症施策の推進に向けた取組

認知症基本法の趣旨を踏まえ、認知症本人・家族ミーティングなどの交流の場を活用し、アンケートやヒアリング等により当事者や家族の意見を直接聴き、計画に反映させていく。

7 策定スケジュール

令和 8 年 10 月 医療・介護・高齢支援特別委員会（骨子案の報告）

12 月 医療・介護・高齢支援特別委員会（素案の報告）

パブリックコメントの実施

令和 9 年 3 月 医療・介護・高齢支援特別委員会（計画案の報告）

計画策定